

全国都道府県議会議長会提出資料

— 第33次地方制度調査会第3回専門小委員会 —

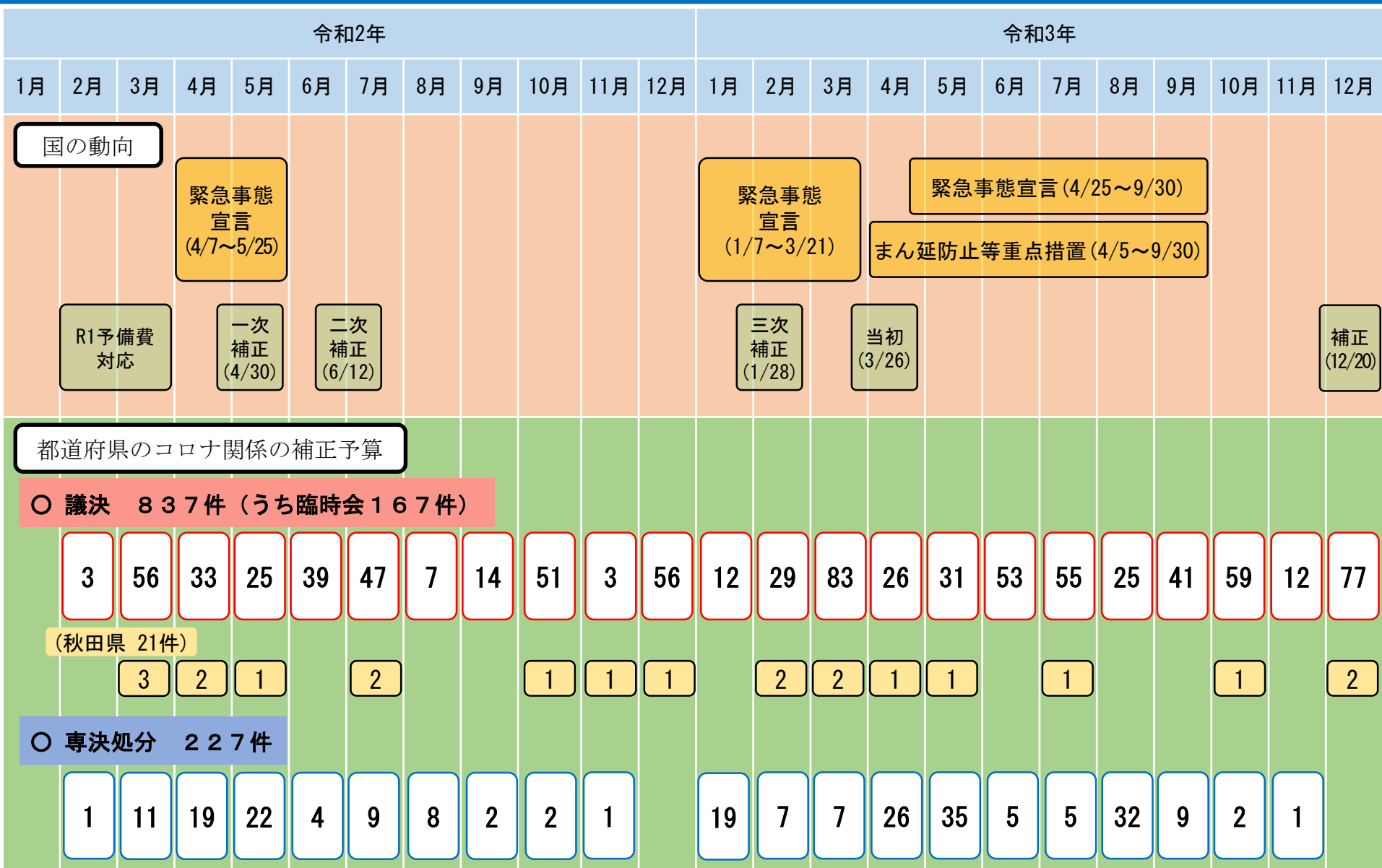
令和4年4月13日
全国都道府県議会議長会会長
秋田県議会議長 柴田 正敏

目次

○ 新型コロナウイルス感染症対応などへの国と地方公共団体等の…… 関係について	1
○ DXの進展について……………	6
○ 地方議会について……………	14
○ 参考資料……………	26

新型コロナウイルス感染症対応などへの 国と地方公共団体等の関係について

コロナ関係補正予算の議決・専決処分の状況



都道府県議会における新型コロナウイルス感染症への対応（1/3）

1 意見書・議員提案条例(令和2年1月～令和3年12月)

感染状況や政府方針等に対応、意見書を令和2年156件、令和3年105件の合計261件、議員提案条例を7件可決している。

主な状況等		意見書・議員提案条例の内容等	
令和2年 2～3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイヤモンドプリンセス号入港 ・安倍首相が全小中高校に臨時休校要請の考え公表 	意見書	<ul style="list-style-type: none"> ・水際対策強化 ・一斉休校への対応支援
↑ 第1波 ↓	4月	意見書 条 例	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関や事業者への支援強化 ・住民生活や地域経済への財源対策 ・千葉県新型コロナウイルス感染症に係る臨時の医療施設の開設等の迅速化及び円滑化に関する条例(R2.4.30千葉県) ⇨ 医療ひっ迫時、臨時の医療施設での医療提供を知事に義務付け
	5～7月	意見書 条 例	<ul style="list-style-type: none"> ・「新しい生活様式」のための環境整備への支援 ・新型コロナウイルスに打ち勝つ静岡県民支え合い基金条例(R2.5.20静岡県) ⇨ 医療従事者、事業者、県民生活支援事業の基金を設置 ・新型コロナウイルス感染症等に対応するための京都府議会による支援に関する条例(R2.5.27京都府) ⇨ 議員期末手当の減額を原資として府コロナ施策の支援
第2波	<ul style="list-style-type: none"> ・政府が「新しい生活様式」を提唱 ・緊急事態宣言解除 ・Go Toトラベル開始 		

都道府県議会における新型コロナウイルス感染症への対応（2/3）

主な状況等		意見書・議員提案条例の内容等	
第3波 8～12月	<ul style="list-style-type: none"> イギリス・アメリカでワクチン接種の開始 	意見書	<ul style="list-style-type: none"> 地方創生臨時交付金、緊急包括支援交付金の充実
第4波 令和3年 1～7月	<ul style="list-style-type: none"> ワクチン接種の開始 緊急事態宣言発出・解除 特別措置法等改正法成立・施行 まん延防止等重点措置適用・一部解除 	意見書 条例	<ul style="list-style-type: none"> 円滑なワクチン接種への支援 宮城県新型コロナウイルス感染症対策基本条例(R3. 3. 19宮城県) 高知県新型コロナウイルス感染症に関する条例(R3. 7. 8高知県) <ul style="list-style-type: none"> ⇨ 県の責務、県民及び事業者の役割の明確化 東京都新型コロナウイルス感染症対策条例の一部を改正する条例(R3. 3. 26東京都) <ul style="list-style-type: none"> ⇨ 都の宿泊療養施設確保、自宅療養者支援、保健所機能強化等
第5波 8～12月	<ul style="list-style-type: none"> 重篤度の高いデルタ株の流行 緊急事態宣言発出・解除 まん延防止等重点措置適用・解除 ワクチン3回目接種開始 	意見書	<ul style="list-style-type: none"> 医療提供体制の強化 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光産業の再興に関する条例(R3. 8. 31沖縄県) <ul style="list-style-type: none"> ⇨ 県の観光関連事業者等支援施策
第6波			

都道府県議会における新型コロナウイルス感染症への対応（3/3）

2 特別委員会の活動

14議会が新型コロナウイルス感染症に関する特別委員会を設置し審査するとともに、知事への提言等を行っている。

設置議会

岩手、山形、東京、神奈川、埼玉、群馬、愛知、富山、滋賀、高知、大分、佐賀、長崎、宮崎

議会	知事への提言・要請	概要
山形県議会	ワクチン接種の円滑な実施及び本県経済の回復と事業の継続に向けた提言(R3. 3. 8)	ワクチン接種について政府と十分な連携、情報発信、感染防止策の啓発、事業継続支援等
	ウィズコロナ社会における感染予防対策と日常生活の両立に向けた提言(R3. 10. 8)	感染予防対策の情報発信、医療提供体制の確保、今後のワクチン接種等
高知県議会	令和2年度補正予算等における今後の新型コロナウイルス感染症対策に関する要請(R2. 4. 24)	マスク・消毒液等の供給不足改善、検査体制の強化、医療提供体制の強化、医療機関への支援、県民への啓発の強化

D Xの進展について

本会のデジタル化への取組（1/3）

- 本会では、有識者の協力も得ながら、令和3年6月25日、議会がデジタル化推進に取り組む基本的な考え方についての報告書を取りまとめるとともに、現在はオンライン委員会開会の場合の留意事項等について検討

専門委員会報告書のポイント①

議会のデジタル化の目的等

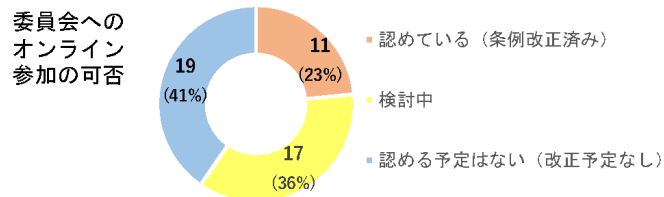
- 議会のデジタル化の大きな目的は、行政の高度化に対応しつつ、平時・災害時・コロナ禍にかかわらず議会機能を十分に発揮（今回の危機を気づきの機会とし危機に強い議会とする）し、住民とのコミュニケーションを確保できるようにすること
- 議会のデジタル化を進める際には、デジタル・インクルージョン（デジタル化により、性別や年齢、障害の有無にかかわらず、全ての人を包摂すること）の視点を持ち、EBPM（エビデンス（根拠・データ）に基づく政策提案）やデータに基づく政策評価を意識して進めることが必要
- 都道府県議会は広域地方公共団体の議会として、域内の市町村の先頭に立ち改革を行っていくことが必要

会議のデジタル化

<委員会のオンライン開催>

- 都道府県議会において 11 都府県（※）が委員会条例を改正し、オンライン開催ができるよう積極的に環境整備

※東京都、茨城県、埼玉県、群馬県、愛知県、三重県、静岡県、大阪府、兵庫県、長崎県及び熊本県（令和3（2021）年3月現在）



<本会議のオンライン開催>

- 地方自治法の「出席」（第113条及び第116条第1項）が「現に議場にいること」と解されているため、オンライン開催を行うためには同法の見直しが必要
- 見直しに当たっては、議会慣行・手続、セキュリティ等の課題についても検討し、解決していくことが必要

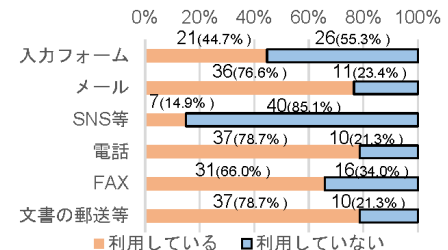
住民との関係の再構築

- 議会・議員と住民とのやりとりは、WebサイトやSNS等様々あるが、単方向のコミュニケーションが多い。
- より住民との距離が近く直接対話ができる議会報告会等の双方向のコミュニケーションをオンラインで行っていくことが必要

都道府県議会が住民への情報発信に利用しているデジタル技術

Webサイト	47
SNS等	25
メール	7
ブログ	1
その他	4

都道府県議会が住民からの情報収集に利用しているデジタル技術



議会とオープンデータ化

- 議会が様々なデータ（会議録等）を公開していくとともに、議会・議員はオープンデータを利活用した政策提案、政策評価に積極的に取り組む姿勢が必要

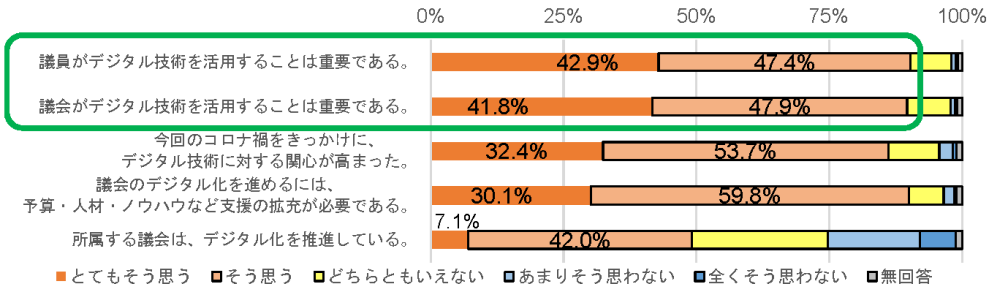
本会のデジタル化への取組 (2/3)

専門委員会報告書のポイント②

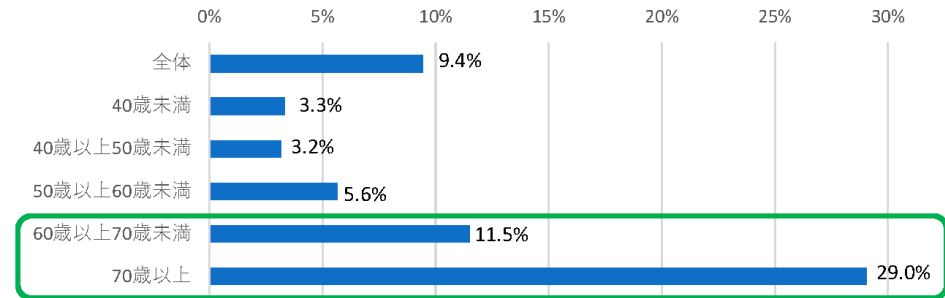
デジタル化推進に対する議員・議会事務局の抱える課題 (アンケートに見る現状)

<都道府県議会議員の53.9% (2,679人中1,444人) のアンケート結果> (令和3 (2021) 年3月実施)

議会のデジタル化に対する意見

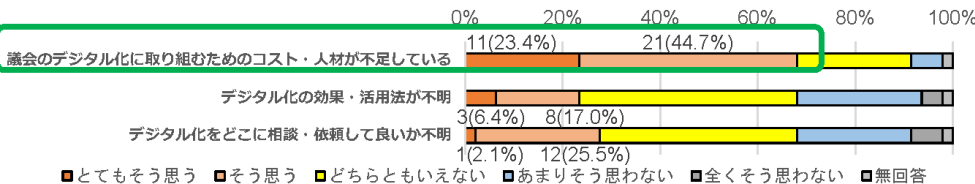


政務活動においてデジタル技術を活用していない議員の割合



<全国47都道府県議会事務局のアンケート結果> (令和3 (2021) 年3月実施)

デジタル化推進における課題



<都道府県議会議員のアンケート結果>

- 議会のデジタル化についての主な意見・考え (自由記述)
 - ・議員の意識改革・デジタルスキル向上が必要。
 - ・デジタル化についていけない議員へのフォローが必要。
 - ・ネットワーク環境、タブレット端末、大型モニタ等のハード整備が必要。
 - ・対面、紙などのアナログ手段も大切。
 - ・デジタル化は手段であって目的でない。
 - ・セキュリティと効率のバランスが大切。
 - ・オンライン議会 (本会議又は委員会) を検討すべき。
 - ・住民への情報発信・住民からの意見収集や、住民参画の点からも活用すべき。
 - ・執行部ともあわせて進めるべき。

<全国47都道府県議会事務局のアンケート結果>

- 国への主な要望事項 (自由記述)
 - ・財政上の措置 (交付金の創設や導入経費補助等の予算措置、交付税措置等) を図ってほしい。
 - ・デジタル化に向けての手順や技術指針、活用事例等を示してほしい。
 - ・法的課題の解決を図ってほしい (本会議へのオンライン出席を可能とするための課題、著作権・個人情報保護に係る課題の整理等)。
 - ・デジタル化に係る相談窓口の設置や、人的支援をしてもらいたい。

- ◎ 議会・議員がデジタル技術を活用することは重要であると考えつつも、年齢層が高い議員ほど活用率が低下する傾向
⇒ 議員へのサポート体制の整備が必要
- ◎ 32の議会事務局からコスト・人材不足を指摘する意見
⇒ デジタル人材の確保・配置、予算の確保が必要
- ◎ 法的課題の解決を図ってほしいとの意見
⇒ 制度改正が必要

本会のデジタル化への取組 (3/3)

専門委員会報告書のポイント③

アンケートに見る主な課題に対する基本的な考え方と取組

議員へのサポート体制の整備	デジタル人材の確保・配置	制度改正	予算の確保
<ul style="list-style-type: none"> ○議員の端末等の操作及び活用方法等に係る研修やヘルプデスクの設置が必要 ○議会事務局のみで上記全ての整備は難しいため、執行部による支援、広域単位での研修や設置を検討 ○議員のリテラシー向上を図ることが重要 	<ul style="list-style-type: none"> ○外部専門家の活用も視野に入れることが必要 ○外部専門家については、国等がリストを取りまとめ、地方議会に提示することが有効 ○議会としてのデジタル人材の育成も重要 	<ul style="list-style-type: none"> ○本会議へのオンライン出席等議会のデジタル化を推進する際の法的課題について、議長会が中心となり国に対し、検討を促すことが必要 ○議会に係る個人情報保護制度の整備が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○議会のデジタル化に係る費用は、各地方公共団体において確保が必要 ○議長会が中心となって国に対し、財政的支援を要請することが必要

デジタル化による議会・議員活動の高度化のために

<議会・議員活動の高度化>

- 議員及び議会事務局が収集したデータを外部専門家に分析依頼をするなどにより得られたエビデンスを踏まえ、意思決定、政策評価を行っていくことが必要

<住民との関係の再構築>

- 様々なデジタルツールを活用し、地域の課題に係る意見を寄せてもらうなど議会・議員と住民との距離を縮める方策について、更なる検討を進めていくことが必要

<オープンデータ化>

- 議会自身が一層推進
- 執行部に対しオープンデータ化を求め、地方公共団体全体に係るオープンデータ化が進むよう、牽引していく必要

議会のデジタル化の継続的な取組に向けて

- 地方議会の改革は「内なる改革」（各議会の改革）と「外からの改革」（国等への働きかけ）に分けられ、デジタル化についても、各議会が改革に取り組むとともに、それを妨げる制度的・財政的課題については議長会が国等に働きかけ克服していくことが必要
- 議長会は、現地調査等を踏まえて、先進的な取り組み事例を各議会に紹介するなど議会のデジタル化を進める手順の共有に努め、デジタル化推進のためのロードマップを提示することが必要

都道府県議会のオンライン委員会開会への取組

- 令和4年4月1日現在、オンライン委員会開会のための条例等は16都府県で整備済（15都府県の委員会条例及び埼玉県の委員会規程）

16都府県のオンライン委員会が開会できる事由

- 新型コロナウイルス感染症等重大な感染症のまん延防止等：16

（秋田県、東京都、茨城県、栃木県、埼玉県、群馬県、山梨県、愛知県、三重県、静岡県、大阪府、兵庫県、鳥取県、大分県、長崎県、熊本県）

- 大規模な災害の発生等：13

（秋田県、茨城県、栃木県、埼玉県、群馬県、山梨県、愛知県、三重県、静岡県、大阪府、兵庫県、鳥取県、大分県）

- 育児、介護等：3

（秋田県、大阪府、大分県）

- その他特に必要がある場合等：6

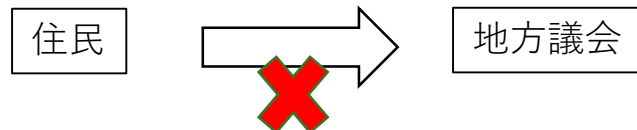
（秋田県、茨城県、栃木県、鳥取県、長崎県、熊本県）

請願書や意見書の電子的提出に係る課題

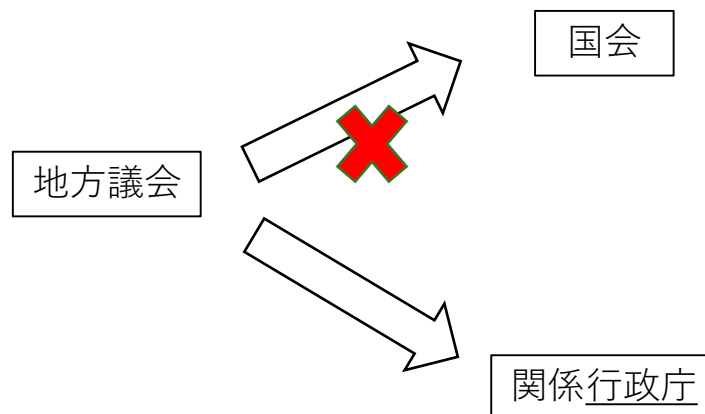
- 住民から地方議会へ提出される請願書や、地方議会の声を国会に届ける意見書については、電子的提出が認められていないため、受け取った請願書や意見書の整理、活用には手作業での入力等が必要
- 提出者の利便性の向上、受け取った側の整理の効率化等を図るため、請願書や意見書の電子的提出の実現が必要

○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第6条、第7条の規定により、提出者又は受け取り側のどちらかが行政機関の場合は電子的提出が可能であるが、その他の場合は紙での提出によることとされている。

請願書の電子的提出



意見書の電子的提出



請願書や意見書の電子的提出に係る課題（参考1/2）

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）

（定義）

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 略

二 行政機関等 次に掲げるものをいう。

イ・ロ 略

ハ 地方公共団体又はその機関（議会を除く。）

ニ～チ 略

三・四 略

五 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

六・七

八 申請等 申請、届出その他の法令の規定に基づき行政機関等に対して行われる通知（訴訟手続その他の裁判所における手続並びに刑事事件及び政令で定める犯則事件に関する法令の規定に基づく手続（以下この条及び第十四条第一項において「裁判手続等」という。）において行われるものを除く。）をいう。この場合において、経由機関（法令の規定に基づき他の行政機関等又は民間事業者を経由して行われる申請等における当該他の行政機関等又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から経由機関に対して行われるもの及び経由機関から他の経由機関又は当該申請等を受ける行政機関等に対して行われるものごとに、それぞれ別の申請等とみなして、この法律の規定を適用する。

請願書や意見書の電子的提出に係る課題（参考2/2）

九 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令の規定に基づき行政機関等が行う通知（不特定の者に対して行うもの及び裁判手続等において行うものを除く。）をいう。この場合において、経由機関（法令の規定に基づき他の行政機関等又は民間事業者を経由して行う処分通知等における当該他の行政機関等又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該処分通知等については、当該処分通知等を行う行政機関等が経由機関に対して行うもの及び経由機関が他の経由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごとに、それぞれ別の処分通知等とみなして、この法律の規定を適用する。

十～十二 略

（電子情報処理組織による申請等）

第六条 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。））とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2～6 略

（電子情報処理組織による処分通知等）

第七条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の主務省令で定める方式による表示をする場合に限る。

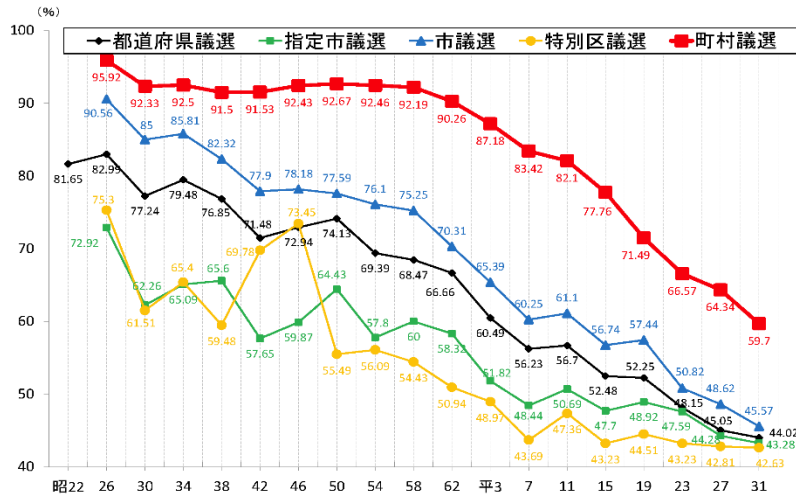
2～5 略

地方議会について

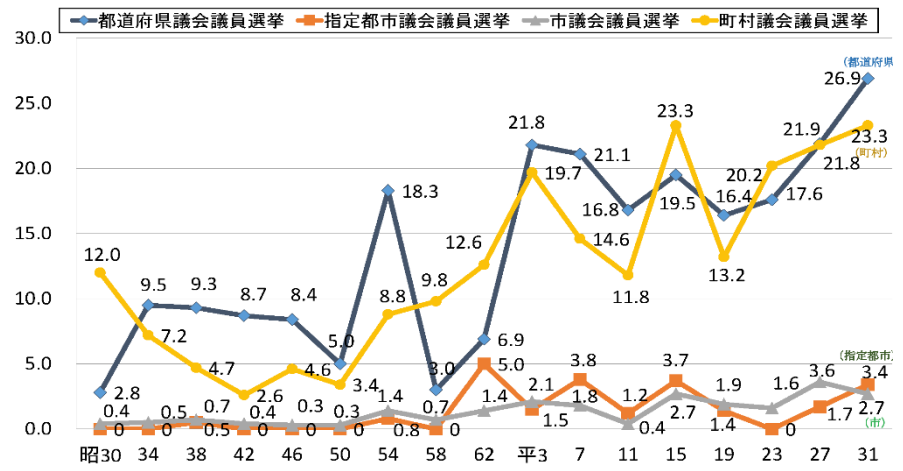
地方議会の課題 (1/2)

○地方議会は、多くの人に関心を持ち、多様な住民の意思を踏まえた活発な審議が行われることが期待されているが、投票率の低下に見られるように、地方議会への関心や理解が薄れつつあるという指摘も多く、小規模な市町村を中心に議員のなり手不足問題が深刻化

統一地方選挙における投票率の推移



統一地方選挙における改選定数に占める無投票当選者数の割合の推移



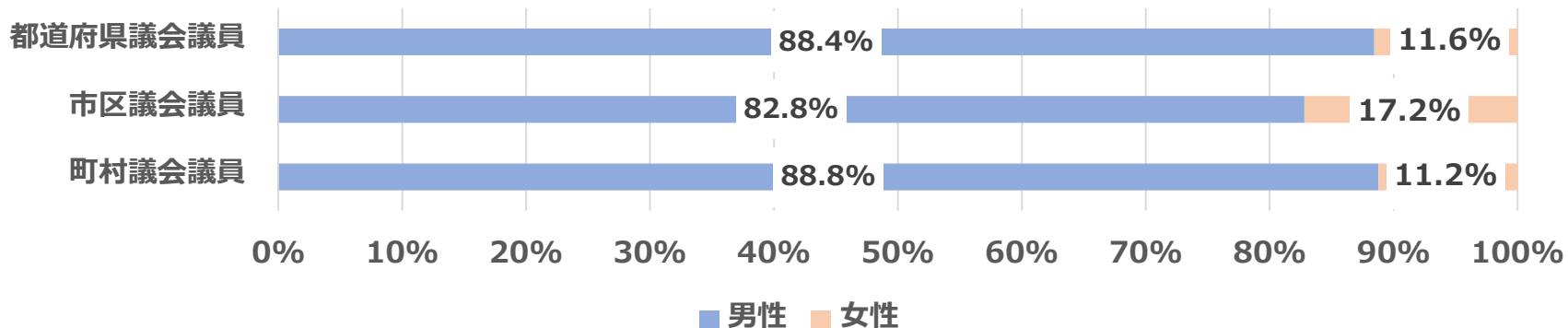
平成31年統一地方選挙における定数割れ町村

北海道興部町、北海道厚真町、北海道中札内村、北海道浜中町、長野県辰野町、長野県山ノ内町、愛知県幸田町、熊本県津奈木町の8町村

地方議会の課題 (2/2)

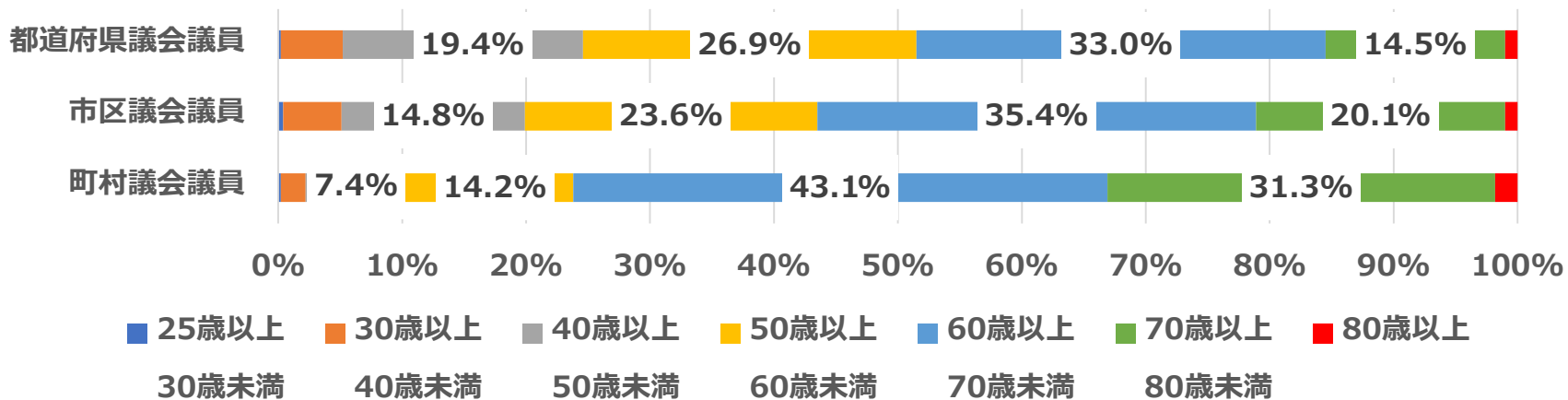
○地方議会議員の性別や年齢構成が偏っているという課題にも直面

地方議会議員の男女比率



地方議会議員の年齢構成

<各全国議長会調 (県・市：令和3年7月、町村：令和2年7月現在) >



<各全国議長会調 (県・市：令和3年7月、町村：令和2年7月現在) >

政治分野における男女共同参画推進法の施行

○平成30年5月23日、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が公布・施行

○令和3年6月16日、国・地方公共団体に対し、政治分野における男女共同共同参画の推進に関する取組を積極的に進める環境の整備等を求める改正法が公布・施行され、政治分野における女性の参画はますます重要

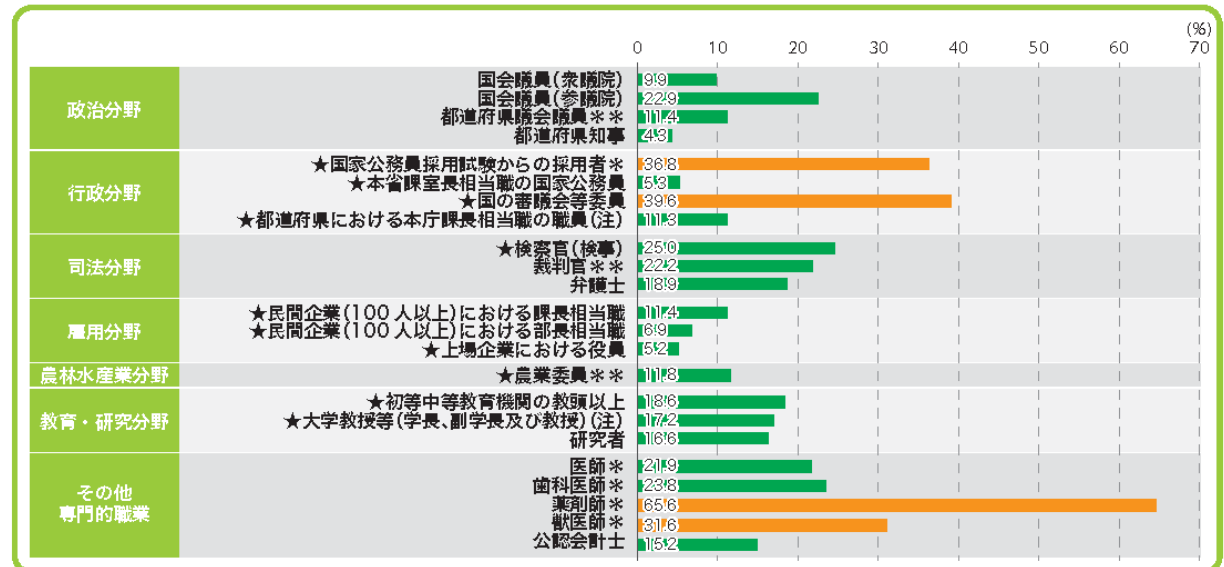
社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位※に女性が占める割合を少なくとも**30%程度**になるよう期待するとの目標を掲げ、取組を進めています。

※「指導的地位」の定義

- ① 国会議員
- ② 法人・団体等における課長相当職以上の者
- ③ 専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者

【備考】

1. 「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（令和元年12月）より一部更新。
2. 原則として平成31年/令和元年のデータ。ただし、*は令和2年、**は平成30年のデータ。
3. ★印は、第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）において当該項目が成果目標として掲げられているもの。



本会の多様な人材の参画を促す主な取組

標準都道府県議会会議規則に、議会への欠席の例示として「育児、介護」、出産の欠席期間として「産前6週産後8週」を明記（令和3年1月27日）

標準都道府県議会会議規則

（欠席の届出）

第二条 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

三議長会主催で「多様な議員で構成された活力ある地方議会を目指す全国大会」を開催（令和3年11月24日）

【大会趣旨】

地方公共団体の意思決定を行う地方議会は、性別や年齢構成等に偏りがなく多様な議員で構成されるとともに、デジタル技術の活用等により多くの住民の声を反映した審議を通じ活力ある議会となるよう取り組んでいかなければならず、本大会を通じ、改めて地方議会の重要な役割を明らかにし発信していくことにより、女性や会社員、若者をはじめとした多様な住民が、さらに地方議員に立候補したいと思える契機とする。大会は2部構成で、第2部では、基調講演・パネルディスカッションを実施。



都道府県議会の多様な人材の参画を促す主な取組

- 会議規則に、議会への欠席の例示として「出産、育児、介護」を明記する都道府県は次のとおり

【議会への欠席の例示】

○ 出産：全 47 議会

○ 育児：43 議会

○ 介護：45 議会

他に会派協議会で育児、介護の適用を確認しているところが1議会ある

(参考) 埼玉県議会では、出産のため令和元年12月定例会を欠席した女性議員の議会活動をサポートするため、令和2年2月13日、議会内の一室を議員用のベビールームとすることを各会派代表者会議で了承

- 出産の欠席期間として「産前6週産後8週」を明記する議会は41議会（他に会派協議会で適用を確認しているところが1議会、議会運営委員会で適用することを申し合わせているところが1議会ある）

- 政治分野における男女共同参画推進法の改正（令和3年6月16日公布・施行）を受け、群馬県議会（同年10月12日）、大分県議会（同年11月24日）では、ハラスメント研修会を開催

○ 本会においても、令和4年度に全都道府県議会議員を対象にハラスメント研修を実施予定

(注) 都道府県議会におけるその他の主な取組は、参考資料編27～29頁を参照

地方議会の位置付け等の地方自治法での明文化

- 地方議会、地方議会議員について、次の3点を地方自治法に明確に規定していただきたい。
- 地方議会は、住民が選挙した議員をもって組織されること
- 地方議会は、地方公共団体の意思決定を行うこと
- 地方議会議員は、住民の負託に応え、自らの判断と責任において、その職務を行うとともに、調査研究その他の活動を行うこと

現行の日本国憲法、地方自治法

日本国憲法

第九十三条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

- ② 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

地方自治法

〔議会の設置〕

第八十九条 普通地方公共団体に議会を置く。

地方議会の位置付け等を明文化する意義

- 地方公共団体の意思決定を行う地方議会の位置付け等を地方自治法に明文化することは次の3つの重要な意義を持つ。
 - 議会とは何かを住民にしっかり理解いただく。
 - 議員自らその重い責任をさらに強く自覚する。
 - 女性や若者など多様な人材の議会への参画を図り、議員のなり手確保につなげていく。



- 三議長会としては、この地方公共団体の意思決定を行う地方議会の位置付け等を明確にする地方自治法改正を実現していただき、各議会において女性や若者をはじめとする多様な人材が参画する活力ある地方議会の実現にしっかり取り組む所存

国民の地方議会・議員に関する意識調査（1/4）

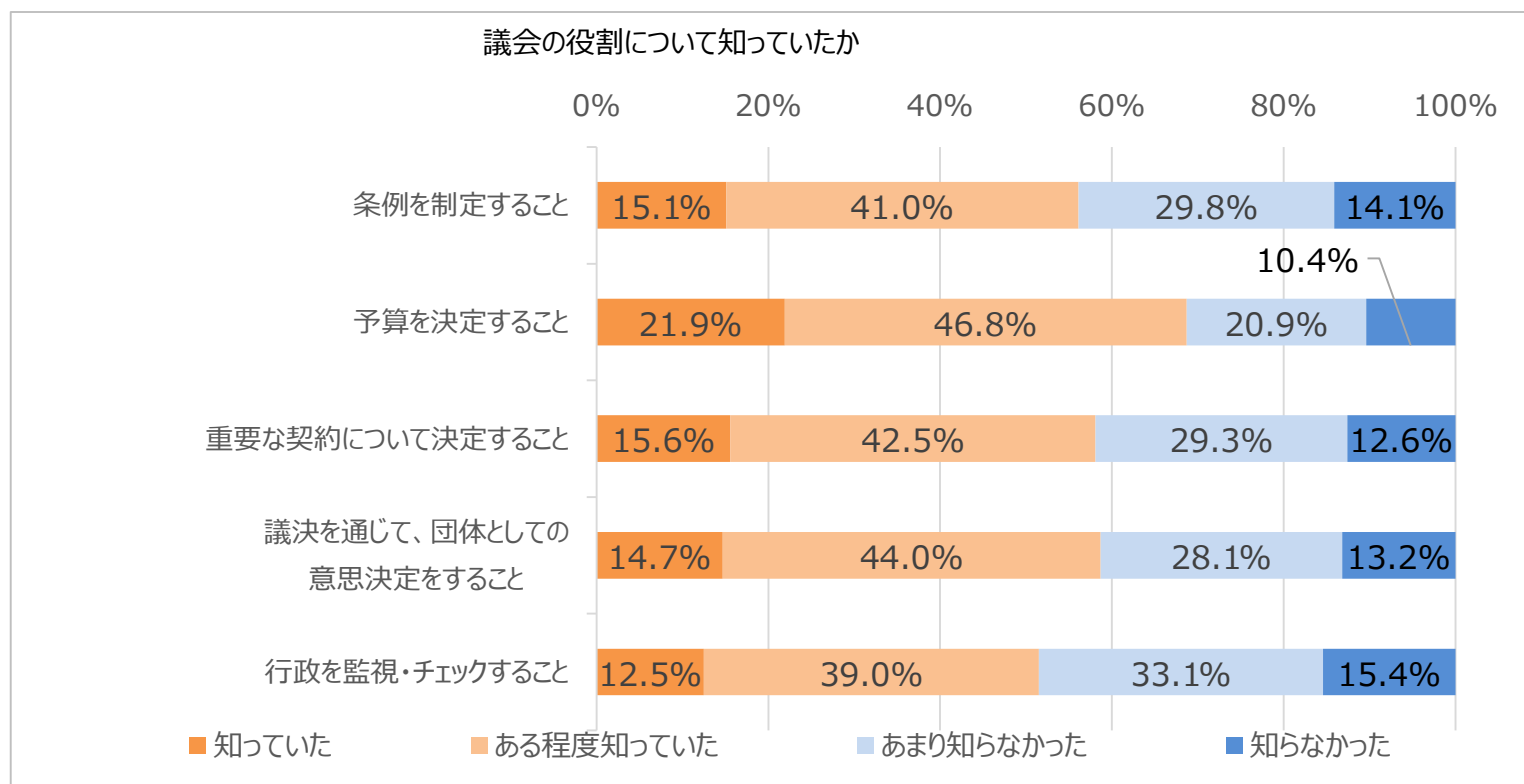
○三議長会では、国民の地方議会・議員に関する意識調査を実施

実施期間等

○実施期間 令和3年11月30日～12月2日（インターネット調査）

○サンプル数 3,227人

年齢、性別のほか、市の規模や町村などを考慮して、調査対象を40に分類し、それぞれの人口割合を反映。

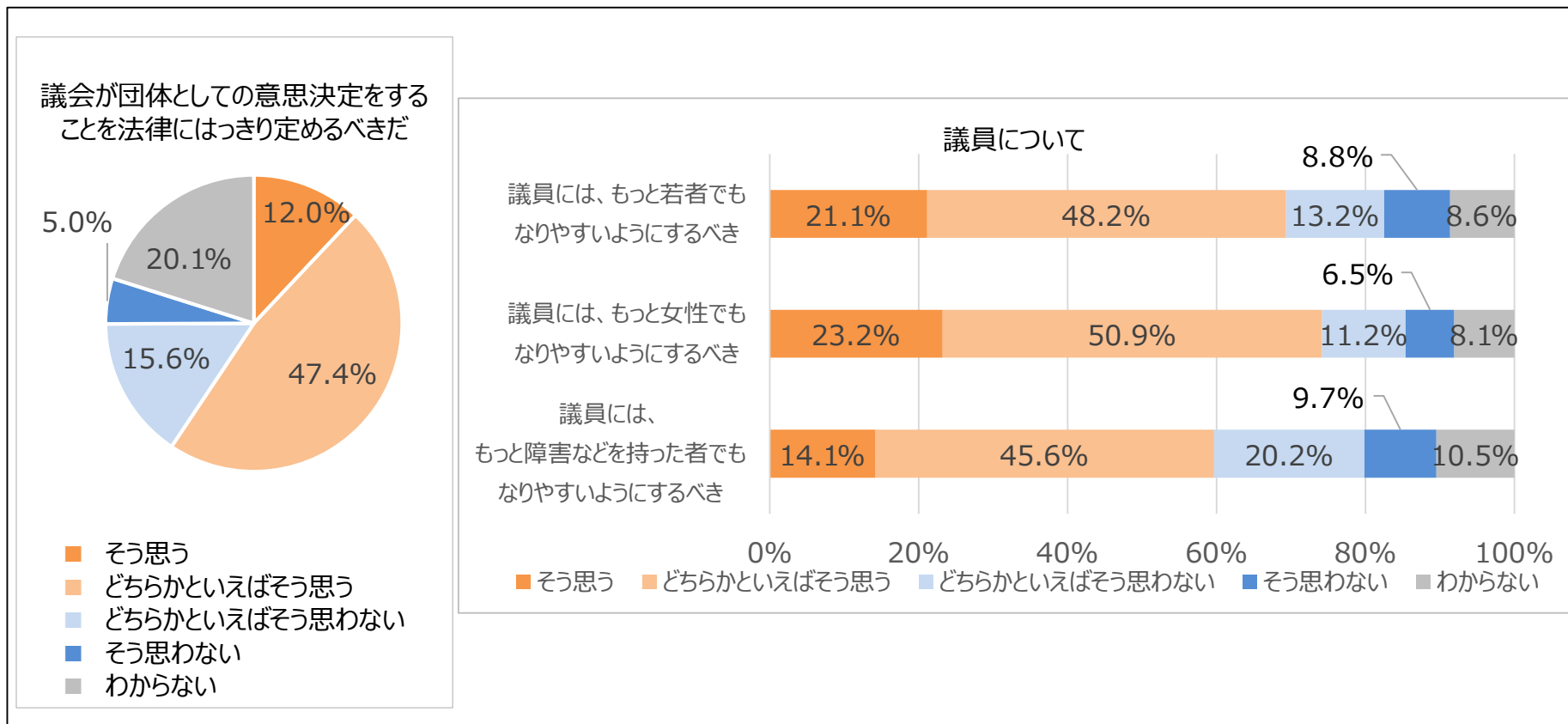


国民の地方議会・議員に関する意識調査（2/4）

○議会が団体としての意思決定をすることについて、法律にはっきり定めるべきとする回答が約6割

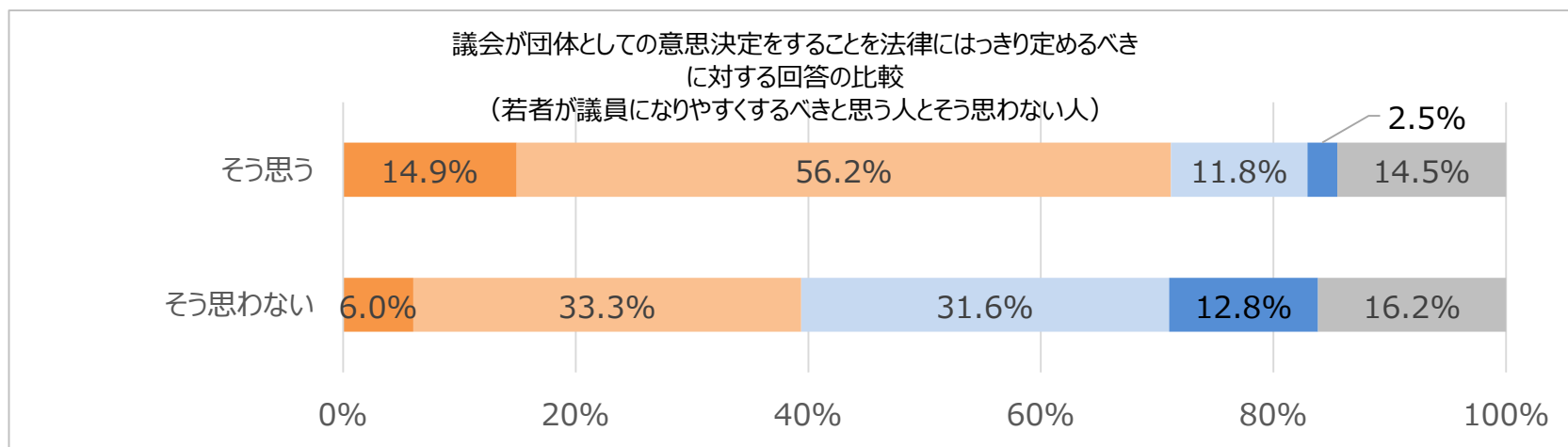
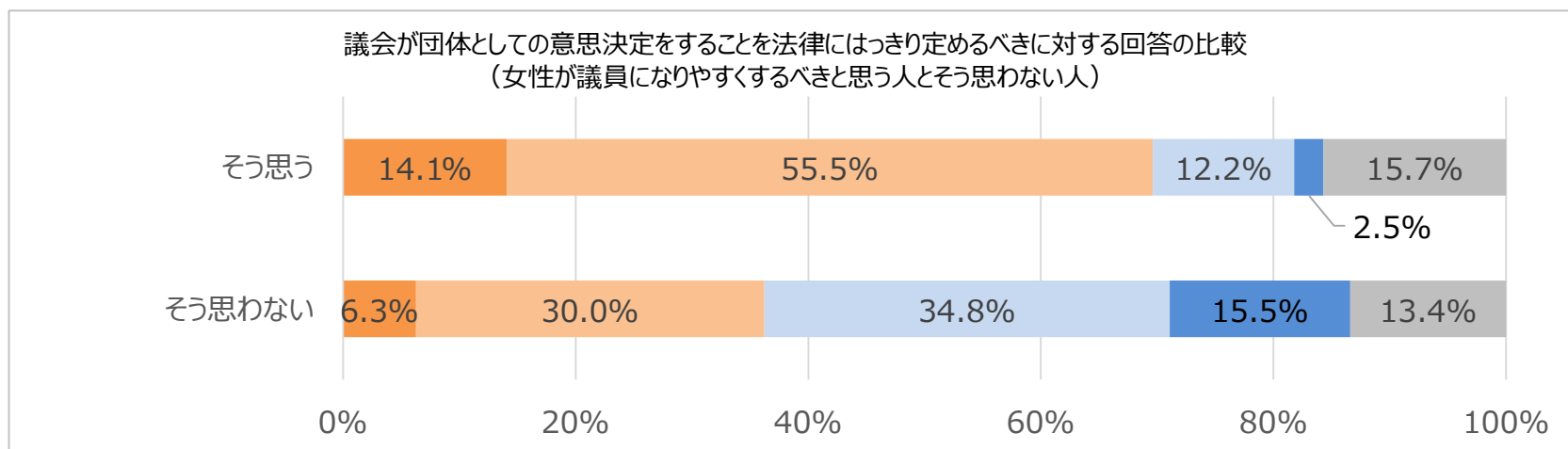
○若者や女性が議員になりやすいようにするべきだとの回答が約7割

○障害などを持った方が議員になりやすくするべきだとの回答が約6割



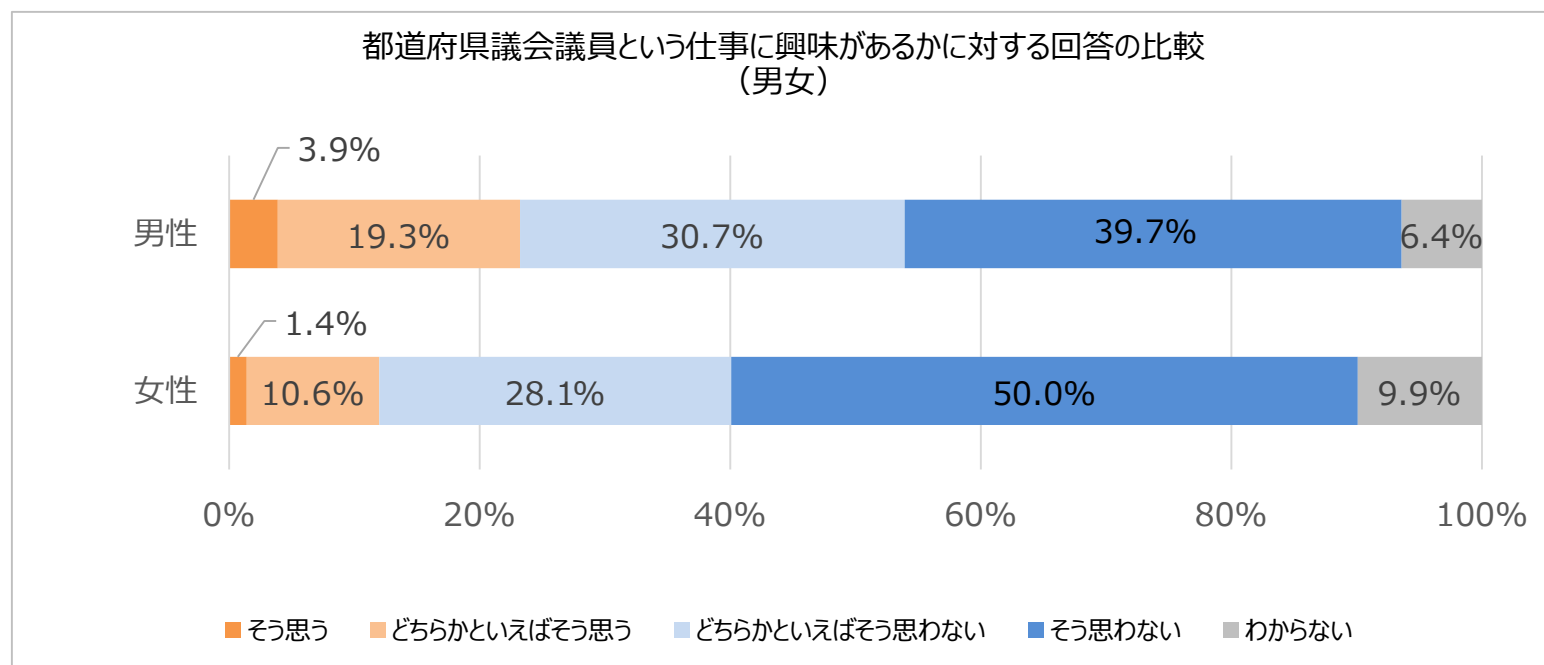
国民の地方議会・議員に関する意識調査（3/4）

○女性や若者が議員になりやすくするべきと思う人の約7割が、議会が団体としての意思決定をすることを法律にはっきり定めるべきと回答



国民の地方議会・議員に関する意識調査（4/4）

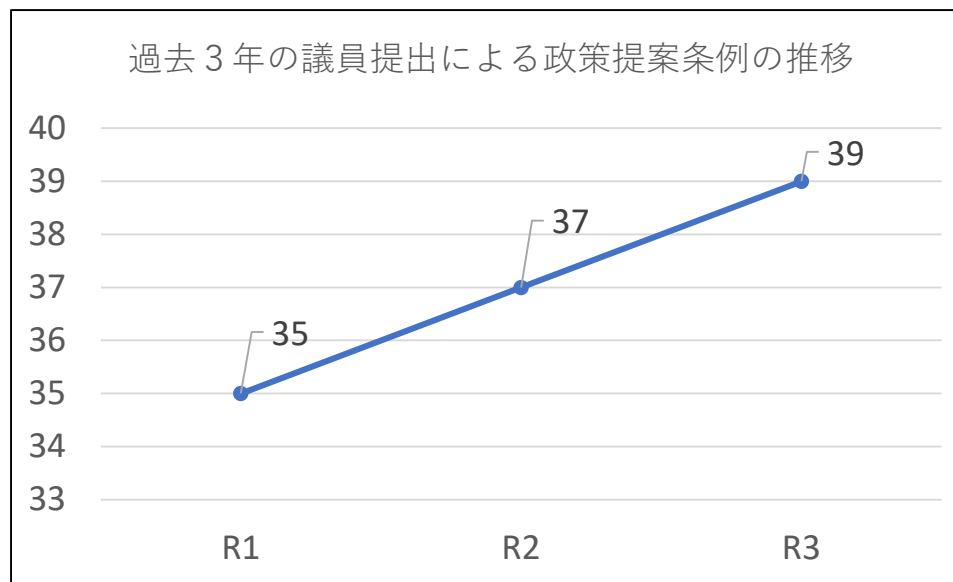
○女性では、議員という仕事に興味があるとする回答は1割強と、男性の半分程度にとどまった。特に女性について、議員という仕事に興味を持ってもらうことが課題



参考資料

都道府県議会における政策提案などの主な取組（1/3）

議員提出による政策立案関係（その1）



令和元年の主な議員政策提案条例

- 福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例**（平成31年2月21日議決）
法令及び条例でははじめて「性暴力」を定義し、県民等にこれを禁じる行動規範を規定。県に対し、性暴力の被害者の支援に関する総合的な窓口を設置させるとともに、子どもへの性犯罪で服役した元受刑者が県内に住所を定めた場合、氏名、住所、連絡先、罪名等を知事に届け出るよう義務付け（刑期満了の日から5年を経過する日前まで）
- 千葉県子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例**（令和元年10月10日議決）
令和元年1月の野田市の女兒虐待死亡事件等を受け、保護者のしつけによる体罰の禁止の明文化、第2条に定める「関係機関等」に警察等を追加する等の改正を行うもの

都道府県議会における政策提案などの主な取組（2/3）

議員提出による政策立案関係（その2）

令和2年の主な議員政策提案条例

○埼玉県ケアラー支援条例（令和2年3月27日議決）

ヤングケアラー問題の端緒を開くだけでなく、県に対し、ケアラー支援を担う人材の育成や、民間支援団体等への情報の提供、助言等その他の必要な施策を講ずること等を求めるもの

○福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例の一部を改正する条例（令和2年6月5日議決）

飲酒運転による事故件数が下げ止まりを見せるなど、飲酒運転の撲滅には程遠い現状に鑑み、さらなる撲滅運動の強化と県民の意識改革を推進するため、違法な飲酒運転でありながら、アルコール濃度が基準値未満であったため、検挙に至らなかった者についても指導の対象とする等所要の措置を講ずるもの

令和3年の主な議員政策提案条例

○埼玉県エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例（令和3年3月26日議決）

エスカレーターの安全な利用を確保し、県民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として、利用者に立ち止まった状態でエスカレーターを利用しなければならないことを求めるとともに、管理者にその旨を周知するよう求めるもの。

○福島県過疎・中山間地域振興条例の一部を改正する条例（令和3年10月8日議決）

令和3年4月、新たな過疎対策法として「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行され、社会情勢の変化等により、目的が「自立促進」から「持続的発展」へと見直されたことを踏まえ、関係規定を見直し、併せて条例制定以後の社会情勢の変化に対応するため所要の改正を行うもの

都道府県議会における政策提案などの主な取組（3/3）

意見交換、主権者教育等関係

- 住民と議員との意見交換（岩手県、宮城県、長野県、福井県、三重県、大分県、鹿児島県等）
- 大学生と議員との意見交換（宮城県、群馬県、長野県、新潟県、静岡県、三重県、福井県、大分県、長崎県等）
- 高校生と議員との意見交換（群馬県、長野県、新潟県、静岡県、富山県、岡山県、徳島県、高知県、長崎県、鹿児島県、沖縄県等）
- 企業経営者と議員との意見交換（三重県）
- 知事と県内女性議員との意見交換（長崎県）
- 高校生県議会（山梨県、三重県、岡山県、長崎県、沖縄県等）
- 中学生県議会（徳島県等）
- 子ども議会（広島県等）
- 女性議会（三重県）

ネットワークの形成関係

- 県女性ネットワークの立ち上げ（徳島県）
- 大学との連携協定（宮城県、長野県、長崎県）

傍聴者への配慮

- 手話通訳導入（福島県、埼玉県、大分県、鹿児島県等）
- 傍聴時の託児サービス（高知県、佐賀県）

地方議会の位置付けに関する国会答弁等

○ 昭和22年10月16日 第1回国会衆議院治安及び地方制度委員会第24号

木村内務大臣「次に地方公共団体の意思機関であるにかかわらず、従来とかく閑却されがちであつた地方議会の積極的活動と円滑な運営を期することは、新しい地方自治の健全な発展を期する上において特に必要でありますので、この点に関し、地方自治法の規定をさらに補足する必要があると存ぜられるのであります。」

○ 令和4年2月7日衆・予算委員会

金子総務大臣「地方議会の本会議は、その団体意思を最終的に確定させる場であり、国会における本会議と同様に、議員の意思表示は、疑義の生じる余地のない形で行われる必要がある」

○ 地方自治法の制定について（鈴木俊一『地方自治法講義』東光出版社 昭和22年）

（地方自治法制定時の衆議院における修正について）「それから、その次の衆議院の修正の項目としては普通地方公共団体に関する事務は議会が意思を定め、知事なり市町村長が包括的にこれを執行する旨を明記するのがよいということで、第一百四十九条の七号（現第九号）に「前各号に定めるものを除く外、普通地方公共団体の事務を執行すること」ということを新たに書き入れてあります。

何故こういうことを入れたかという、これは知事は執行機関である。府県会、市町村会というものは意思の議決機関である。その趣旨を出来るだけ現わそうという趣旨に外ならないのであります。」

地方自治法

第一百四十九条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

一～八 略

九 前各号に定めるものを除く外、当該普通地方公共団体の事務を執行すること。

令和2年11月25日最高裁大法院判決の概要

－ 地方議会議員に対する出席停止の懲罰が司法審査の対象となるかが争われたもの－

(1) 地方自治法・会議規則等の規定に照らすと、「出席停止の懲罰を科された議員がその取消しを求める訴えは、法令の規定に基づく処分取消しを求めるものであって、その性質上、法令の適用によって終局的に解決し得るものというべきである」。

(2) 憲法は「住民自治の原則を採用しており」、普通地方公共団体の議会は、「憲法にその設置の根拠を有する議事機関として、住民の代表である議員により構成され、所定の重要事項について当該地方公共団体の意思を決定するなどの権能を有する」。議会の運営に関する事項については、「その性質上、議会の自律的な権能が尊重されるべき」。「議員に対する懲罰は、会議体としての議会内の秩序を保持し、もってその運営を円滑にすることを目的として科されるものであり、その権能は上記の自律的な権能の一内容を構成する」。

他方、議員は、「憲法上の住民自治の原則を具現化するため」、「議事に参与し、議決に加わるなどして、住民の代表としてその意思を当該普通地方公共団体の意思決定に反映させるべく活動する責務を負うものである」。

出席停止の懲罰が科されると、当該議員はその期間、「議員としての中核的な活動を行うことができず、**住民の負託を受けた議員としての責務**を十分に果たすことができなくなる」。「出席停止の懲罰の性質や議員活動に対する制約の程度に照らすと、これが議員の権利行使の一時的制限にすぎないものとして、その適否が専ら議会の自主的、自律的な解決に委ねられるべきであるということとはできない」。

出席停止の懲罰は、「議会に一定の裁量が認められるべきであるものの、裁判所は、常にその適否を判断することができるというべきである」。

(3) したがって、「普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は、司法審査の対象となるというべきである」。

< 出典：国際文化研修2021夏「住民の負託を受けた議員としての責務
－ 令和2年11月25日最高裁大判決」松永邦男元内閣法制局第一部長著 >